

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月19日
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	酒井 隆
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	D I A M 米国リート・インカムプラス
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年10月11日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、繰上償還(信託終了)に伴う所要の変更等を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

継続申込期間：2019年10月12日から2020年4月14日まで^(注)

ニューヨーク証券取引所、またはニューヨークの銀行の休業日に該当する日(以下、「海外休業日」という場合があります。)には、お申込みの受付を行いません。

上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(注) 繰上償還(信託終了)が決定した場合には、購入の申込期間は2019年11月19日までとなります。繰上償還(信託終了)については(12)その他をご参照ください。

<訂正後>

継続申込期間：2019年10月12日から2019年11月19日まで

ニューヨーク証券取引所、またはニューヨークの銀行の休業日に該当する日(以下、「海外休業日」という場合があります。)には、お申込みの受付を行いません。

(12)【その他】

<訂正前>

(略)

<繰上償還(信託終了)の予定について>

当ファンドは、信託契約を解約し、繰上償還(信託終了)するための手続きを行います。

1. 繰上償還(信託終了)を行う理由

当ファンドは2012年10月22日に設定し、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ってまいりました。当ファンドでは、主要投資対象とする外国投資信託におけるスワップ取引を通じて、実質的に米国の不動産投資信託(リート)への投資とオプション取引を組み合わせた戦略を行っております。しかしながら、今般、当該外国投資信託におけるスワップ取引に関して、今後の取引継続が困難になると見込まれる状況が発生しており、外国投資信託の運用会社(アセットマネジメントOne U.S.A.・インク)は投資態度に則った運用の継続が困難となっているとの見解を示しております。このような状況に鑑み、当ファンドでは信託約款上の運用の基本方針に則った運用の継続が困難になっておりますため、委託会社といたしましてはこのまま運用を継続するよりも、当ファンドを繰上償還(信託終了)することが受益者のみなさまにとって有利であると判断いたしました。

2. 繰上償還(信託終了)の日程

受益者の確定日 2019年10月16日

書面による議決権の行使期限 2019年11月7日まで

書面決議の日(繰上償還(信託終了)の可否が決定される日) 2019年11月8日

繰上償還(信託終了)予定日 2019年12月3日

3. 書面による決議(書面決議)について

・書面による議決権の行使については、2019年10月16日現在の受益者の皆さまを対象としております。2019年10月17日以降に取得された受益権口数(2019年10月12日以降に取得申込みをされた受益権口数)は書面決議の手続きの対象とはなりませんので、ご了承ください。

・書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。また、書面決議において否決された場合には、当ファンドの繰上償還(信託終了)は行いません。

書面決議の結果は、2019年11月8日(書面決議の日)以降、委託会社のホームページ(<http://www.am-one.co.jp/>)でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいただければご確認いただけます。

(略)

<訂正後>

(略)

<繰上償還(信託終了)について>

「DIAM 米国リート・インカムプラス」につきましては、2019年10月16日付の書面にて受益者の皆さまへ繰上償還に関するお知らせを行い、2019年11月7日まで受益者の皆さまからの議決権の行使を受け付けました。

この結果、書面決議において、基準日である2019年10月16日時点での受益者の議決権の3分の2以上の賛成が得られましたので、2019年12月3日に繰上償還(信託終了)を実施させていただきます。

(略)

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

< 訂正前 >

信託期間は、2012年10月22日（設定日）から原則として2027年10月12日までです。（注）

ただし、下記(5)その他イ．償還規定の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（注）繰上償還（信託終了）が決定した場合には、信託期間は2019年12月3日までとなります。

< 訂正後 >

信託期間は、2012年10月22日（設定日）から2019年12月3日までです。